

人権の尊重

ファミリーマートは、当社にかかわるすべてのステークホルダーの人権を尊重した事業活動を推進し、お客さまと地域とともに歩み、「ずっと必要とされる存在」を目指します。

人権に関する基本的な考え方

当社は、国連グローバル・コンパクト署名企業として人権に関する原則を含む10原則への賛同を表明し、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」および「OECD多国籍企業行動指針」への準拠に加え、「国際人権章典」および「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」を尊重し、人権尊重の取り組みを推進しています。サステナビリティ基本方針においても、人種、国籍、宗教、性別などにかかわらず、人とその権利を尊重し、事業にかかわるすべての人たちが活躍し、働きが

いのある事業活動を推進することを掲げ、実行してきました。

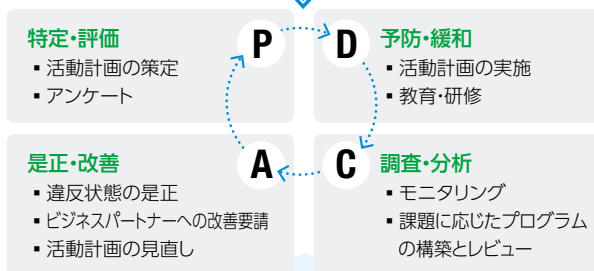
近年のサプライチェーンの拡大も含め企業の活動がグローバル化していく中での、強制労働や児童労働等の人権リスクへの認識の高まりや、企業の人権への対応に関するステークホルダーからの要請に応え、当社は2020年10月に「ファミリーマート人権方針」を制定しました。本方針を、“当社にかかわるすべての方たちと「家族のように」つながり「ともに」歩んでいきたい”という思いのもと、あらためて「人権」に関して正しく理解し、行動するための指針と位置付け、社内外への周知を図っています。今後は、人権尊重の取り組みの実効性を向上させるため、事業活動による人権リスクの特定、人権デューデリジェンスと、発生し得る人権侵害の予防・軽減と救済措置の整備を実施していきます。

す。社員向けにはイントラネットを通じて、当方針に関する情報を発信するとともに、ビジネスパートナーの皆さまにもご理解とご支持を期待するものである旨を呼びかけています。また、今後は、人権方針に関する理解の促進をはかるための教育・研修の実施を予定しています。加盟店の皆さまに対しては「加盟店ポータルサイト」において、当方針に関する情報を掲示しています。また、サプライチェーン全体で人権尊重の取り組みを推進するために、「サステナビリティ調達原則」および「サプライチェーンCSR行動規範」を制定しており、人権の尊重と人権侵害に負担しないことをサプライヤーの皆さまに要請するほか、その順守状況を確認するためのCSRアンケートを実施しています。

2つの取り組みに着手

①人権方針の策定

②人権デューデリジェンス (具体的なPDCAアクション)



継続して実施

- 人権方針の理解・促進・浸透
- 意見や相談の受付・対応
- 情報開示

人権に関するマネジメント体制

当社の人権に関するマネジメント体制は、社長の諮問機関であるサステナビリティ委員会のもと、事務局を務めるサステナビリティ推進部が各部門と連携し、ファミリーマート全体における人権尊重の取り組みを進め、サステナビリティ委員会の委員長であるCAO兼管理本部長がその監督責任を果たします。

[📄 参照：P9「サステナビリティ推進体制」](#)

人権方針の周知徹底

当社では、「ファミリーマート 人権方針」の制定について当社にかかわるすべてのステークホルダーに広く周知し、方針順守の協力を要請するために、社内外への情報発信を実施していま

人権に関する通報メカニズムと措置

「ファミリーマート 人権方針」で尊重することを示している人権が侵害された場合に、全従業員が社内外の専門家に相談・通報ができる窓口として、いつでもアクセス可能な「内部情報提供制度」(ホットライン)を社内外に設置し、「しない・させない・見過ごさない」をスローガンに運用を行っています。このように社内外に窓口を設置することで、人権侵害となる行為の未然防止や、発生時の是正体制の確立に努めます。ホットラインは電話や電子メール、封書でも受け付けており、情報提供者の匿名性や、通報内容の秘密を守ることはもちろん、情報提供者に対する不利益な取り扱いや報復措置の禁止も定め、通報者保護を図っています。

また、加盟店に対しては「加盟店相談室」を、その他ビジネスパートナーに対しては、「お取引先ヘルプライン」を設置しており、いずれも人権に関する相談を受け付けています。

人権の尊重

ファミリーマート 人権方針

ファミリーマートは、加盟店・取引先を含む全てのビジネスパートナーと共に、変化する社会に対応した商品やサービスを提供することで、お客さまと地域からずっと必要とされる存在でありたいと考えます。そして、コーポレートメッセージ「あなたと、コンビに、ファミリーマート」には、「ファミリーマートに関わる皆さまと「家族のように」つながり「共に」歩んでいきたい」という想いが込められており、私たちの事業活動においては「人」と「人」とのつながりが不可欠であると認識しています。

このような考えに立ち、国連グローバル・コンパクトが掲げる人権に関する原則を含む10原則への賛同を表明し、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」（以下、指導原則という。）および「OECD多国籍企業行動指針」への準拠に加え、「国際人権章典」および「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」を尊重し、私たちの人権尊重に関する基本方針として「ファミリーマート 人権方針（以下、本方針という。）」を策定しました。本方針を実現するため、社長の諮問機関であるサステナビリティ委員会が各部門と連携し、委員長による監督責任の下、私たち一人ひとりが人権尊重の取り組みを進めていきます。

①適用範囲

私たちは、株式会社ファミリーマート（以下、当社という。）および関連会社の全ての役員と従業員が「人権を尊重される立場」であると同時に、「人権を尊重すべき立場」であることを強く認識し、本方針に基づき行動していきます。

私たちは、当社と関連会社およびビジネスパートナーの活動が、お客さまや地域コミュニティを含むステークホルダーの人権に影響を与えうる可能性を認識しています。

このため、ビジネスパートナーおよびその関係者の皆さまにも本方針を理解し、支持していただくことを期待すると共に、コミュニケーションや情報共有を深めるなど、協働して人権尊重を推進するよう継続的に働きかけていきます。

②重要と考える人権項目

私たちは、多様性ある社会において持続可能な事業活動を行う企業として、以下の人権課題を重要な項目と認識しています。

- 人身取引、強制労働、児童労働の禁止
- 心と身体の健康と安全性の確保
- 人種、肌の色、言語、宗教、思想、性別、年齢、障がい、国籍、性自認、性的指向、財産、雇用形態などによる偏見や差別の禁止
- あらゆるハラスメント、いじめ、不公平な扱いの禁止
- 労働者の結社の自由、団体交渉権の尊重
- 最低賃金の確保と適正な労働時間の管理
- 消費者に対する安全・安心な商品やサービスの提供、およびそれらに関する重要な情報の開示
- 個人情報およびプライバシーの保護

③人権デューデリジェンス

【方針】

私たちは、指導原則に基づいた適切な人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、私たちの活動が及ぼす人権に関する負の影響について、ステークホルダーとの対話を大切にしながら特定・評価・予防・緩和・是正に努めます。

併せて、私たちは事業を行う各国および地域の法規制を遵守します。国際的な人権に関する原則と相反する状況においても、国際的に認められた人権原則の尊重に最大限努めます。

【実施方法】

私たちは、人権デューデリジェンスにおいて、ビジネスパートナーと共に以下の継続的な実施と改善に取り組みます。

1. 人権に関連し適用される法律および規制等を理解し、遵守します。
2. 人権に関する負の影響については、定期的および新規事業活動の開始時に評価します。
3. 特定された負の影響について、直接影響を被る（可能性を含む）と評価された人、あるいはその正当な代理人と適切にコミュニケーションを図り、予防・緩和措置を講じます。
4. 適切かつ効果的な苦情処理の仕組みを設け、人権に対する負の影響を引き起こした、あるいは関与が明らかになった場合は、適切な手続き・対話を通じてその救済・是正に取り組みます。
5. 内部および外部からのご意見等を考慮しつつ、人権に対する負の影響への対応の実効性を評価・検証し、再発防止に努めます。

④情報開示

私たちは、本方針に基づく取り組みの状況をホームページ等のコミュニケーション手段を通じて公開します。

⑤理解・促進・浸透

私たちは、本方針が事業活動全体に浸透し定着するよう、全ての役員・従業員に対して適切かつ効果的な方法で教育・啓発に取り組みます。

ビジネスパートナーおよびその関係者の皆さまに対しても、本方針を共有し、理解・浸透を図っていきます。